

町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年(2014年) 3 月 1 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

町田市国民健康保険条例（昭和 34 年 3 月町田市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第 6 項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「附則第 35 条の 2 第 6 項」を「附則第 35 条の 2 第 5 項」に、「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第 7 項の前の見出しを「(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)」に改め、同項を次のように改める。

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 14 条、第 17 条、第 19 条及び第 34 条の規定の適用については、第 14 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 34 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第 8 項及び第 9 項を削り、附則第 10 項を附則第 8 項とする。

附則第 11 項を削り、附則第 12 項を附則第 9 項とし、附則第 13 項を附則第 10 項とする。

附則第 14 項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 15 項を削り、附則第 16 項を附則第 12 項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成２９年１月１日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の町田市国民健康保険条例の規定は、平成２９年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２８年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

町田市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
附 則 1・2 略 （上場株式等に係る<u>配当所得等</u>に係る国民健康保険税の課税の特例） 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の<u>配当所得等</u>を有する場合における第14条、第17条、第19条及び第34条の規定の適用については、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等の金額</u>」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等の金額</u>」と、第34条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等の金額</u>」とする。 4・5 略 （<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等を有する場合における第14条、第17条、第19条及び第34条の規定の適用については、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に	附 則 1・2 略 （上場株式等に係る<u>配当所得</u>に係る国民健康保険税の課税の特例） 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の<u>配当所得</u>を有する場合における第14条、第17条、第19条及び第34条の規定の適用については、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」とする。 4・5 略 （<u>株式等</u>に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の<u>株式等</u>に係る譲渡所得等を有する場合における第14条、第17条、第19条及び第34条の規定の適用については、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する<u>株</u>

町田市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、第34条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」とする。 <u>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u> 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第14条、第17条、第19条及び第34条の規定の適用については、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「<u>法第314条の2第2項</u>」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第34条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	式等に係る譲渡所得等の金額」と、第34条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」とする。 <u>(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)</u> 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第3項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「<u>上場株式等に係る配当所得の金額(法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)</u>」とする。 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における附則第6項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「<u>株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)</u>」とする。 <u>(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の</u>

町田市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) <u>8</u> 略 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) <u>9</u> 略 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) <u>10</u> 略 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) <u>11</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合	<u>課税の特例)</u> <u>9</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の3第11項の規定の適用を受ける場合における附則第6項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) <u>10</u> 略 (先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例) <u>11</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4の2第7項の規定の適用を受ける場合における前項の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは「先物取引に係る雑所得等の金額(法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) <u>12</u> 略 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) <u>13</u> 略 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) <u>14</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第14条、第

町田市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
における第14条、第17条、第19条及び第34条の規定の適用については、第14条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第34条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 <u>12 略</u>	17条、第19条及び第34条の規定の適用については、第14条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第34条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 <u>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</u> <u>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第4項(附則第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第4項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。</u> <u>16 略</u>